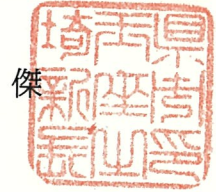


新座市告示第 92 号

新座市防犯カメラ等設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新座市長 並 木



### 新座市防犯カメラ等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、防犯カメラ、録画機能付きインターホン又はセンサーライト（次条及び第8条において「防犯カメラ等」という。）を設置する者に対して新座市防犯カメラ等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（第5条第2項において「対象者」という。）は、市内に住所を有している者であって、自己の居住の用に供する住宅（次条第1項において「住宅」という。）又は自らが所有する不動産（市内に存するものに限る。）に防犯カメラ等を設置する世帯の世帯主で市税を滞納していないものとする。

(対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる機器（以下「対象機器」という。）は、屋外に設置し、かつ、住宅又は所有する敷地内に設置する機器であって、次の各号に掲げる機器の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 防犯カメラ 撮影機器、録画機器その他これらの関連機器で構成されるものであって、次の要件に該当するもの
  - ア 住宅又は所有する敷地内を継続して撮影すること。
  - イ 撮影した画像データを記録する機能を有すること。
  - ウ 夜間の撮影が可能であること。
  - エ 被写体を追跡する機能を有しないこと。
- (2) 録画機能付きインターホン 音声通話機能、撮影録画機能を備えたものであって、室内で訪問者を確認できるもの

(3) センサーライト 人の動きに反応して点灯するものであって、人感センサーを有するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象機器としない。

(1) リース契約により設置するもの

(2) 未使用品でないもの

(3) 防犯カメラの設置に当たり、撮影する範囲に存する居住者等から許諾が得られていないもの

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次項、次条第1項及び第6条第1号において「対象経費」という。）は、対象機器の設置に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、対象経費としない。

(1) 対象機器の購入に伴う配送料

(2) 対象機器の交換等に伴う撤去費用、移設費用、リサイクル料及び廃棄手数料

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める費用

(補助金額)

第5条 補助金の額は、対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、対象者の属する世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新座市防犯カメラ等設置費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

(1) 領収書の写しその他の対象経費の支払が確認できる書類

(2) 仕様書、保証書の写しその他の設置した対象機器の機能が確認できる書類

(3) 対象機器の設置の前後の状況が確認できる写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市防犯カメラ等設置費補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、防犯カメラ等をこの告示の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告)

第10条 補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者から必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行し、同年6月1日以後に設置した対象機器について適用する。

